



Financial Services Tax Group

News Letter

April 2004

企業会計で計上された減損損失に係る 税務上の取扱い

このほど国税庁より、平成 16 年 3 月決算から適用される平成 15 年度税制改正に関する項目を中心とした改正法人税通達が公表されました。この通達の改正には、法人税基本通達 7-5-1（償却費として損金経理した金額の意義）の改正が含まれており、税務上損金算入が否認された減損損失について、税務上の取扱いが明記されることになりました。

本ニュースレターでは、減損会計の適用により計上された減損損失の法人税法上の取扱いに関し概説します。

I. 減損会計の適用について

国際的な会計基準統一の流れの中で平成 14 年に「固定資産の減損に係る会計基準」が定められ、実務指針としての「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が昨年公表されました。これにより、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった資産について、一定の条件の下に帳簿価額を減額することが義務づけられることになりました。いわゆる強制適用の時期は平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からですが、平成 16 年 3 月期の年度決算から早期適用することも認められています。

II. 減損損失の法人税法上の損金算入について

法人税法上、評価損の計上は一定の事由が生じた場合を除き、認められていません。一定の事由とは、たとえば固定資産については、その資産が災害により著しく損傷したことや会社更生法等による更生手続開始の決定があったことにより評価換えをする必要が生じたこと等であり、限定的なものです（法人税法第 33 条、同法施行令第 68 条）。

さらに、このような事由に該当する場合であっても、減損会計では、資産グループ（事業）ごとに回収可能価額を求める一方で、法人税法上は個々の資産ごとに資産の価額を求めることになっていることなど、評価損の金額の算出方法も両者で異なる場合が多いため、減損損失を税務上評価損として損金の額に算入することは実務上困難な場合が多いものと考えられます。

III. 法人税基本通達7-5-1（償却費として損金経理をした金額の意義）の改正について

法人税法上、減価償却費として損金の額に算入する金額は「償却費として損金経理した金額」のうち税法上の償却限度額に達するまでの金額とされています（法人税法第31条第1項）。「償却費」以外の科目により減価償却資産について費用化したものでも、法人税法基本通達7-5-1において例示されている費用は、法人税法上も償却費として損金経理したものとみなして取扱うこととされています。

従来の取扱いでは、減損会計による減損損失のうち、法人税法上上記において評価損として損金の額に算入できない金額については、償却費として損金経理したものとみなされませんでした。しかし、今回の法人税基本通達7-5-1の改正（以下、参照）において、減損損失で損金の額に算入されなかった金額を「減価償却資産につき計上した評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額」と同様に取扱うことが明確にされました。これにより、減損損失を償却費として損金経理したものとして取扱うことになったため、税務上損金算入が否認された減損損失についても、每期法人税法上の償却限度額の範囲内で損金の額に算入されることになりました。

< 法人税基本通達7-5-1 本件に関する改正（下線部分） >

（5）減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額

1. （注）評価損の金額には、法人が計上した減損損失の金額も含まれることに留意する。

本 News Letter でご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用又はより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース 税理士法人 中央青山
東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号 霞ヶ関ビル15階
金融部 (TEL 03-5251-2400)

パートナー：藤本幸彦
織米太郎
大石克洋
松田結花
飯村鉄雄

レイモンド・カーン

ディレクター： スチュアート・ポーター

シニア・マネージャー：石田和美
鬼頭朱実
高木宏
マネージャー：水谷猛雄
平井義一
高野公人